

議第42号

檀原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
 檀原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
 令和4年9月2日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 檀原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年檀原市条例第1号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）・（2） （略） （3） <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>第2条の4</u>の規定に該当する場合にあっては、<u>2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に<u>引き続き</u>採用されないことが明らかでない非常勤職員 （イ） （略）	（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）・（2） （略） （3） <u>非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び<u>引き続いて</u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 （イ） （略）

改正前	改正後
イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u> ウ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> （育児休業法第2条第1項の条例で定める日） 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。	イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> <u>（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> <u>（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> （育児休業法第2条第1項の条例で定める日） 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

改 正 前	改 正 後
(1) ・ (2) (略) (3) 1歳から1歳<u>6月</u>に達するまでの子を養育する<u>ため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当する</u>とき 当該子の1歳6か月到達日	(1) ・ (2) (略) (3) 1歳から1歳<u>6か月</u>に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する<u>場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）</u> 当該子の1歳6か月到達日 ア <u>当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u>

改正前	改正後
ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が<u>する</u>育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が<u>する</u>地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合 イ （略） （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合） 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、<u>非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u>	イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が<u>前号に掲げる場合に該当してする</u>育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が<u>同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする</u>地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合 ウ （略） エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が<u>前号に掲げる場合に該当してする</u>育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合 （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合） 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に<u>掲げる場合</u>のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。 （1） <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする</u>

改 正 前	改 正 後
(1)・(2) (略) (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間) 第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。 (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(4) (略) (5) <u>育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</u> (6) (略) (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。 (8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u>	<u>場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u> (2)・(3) (略) (4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u> (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(4) (略) (5) (略) (6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。 (7) <u>任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をし</u>

改 正 前	改 正 後
(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) ～ (5) (略) (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。))。 (7) (略)	ようとする。 <u>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u> 第3条の2 <u>育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u> (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) ～ (5) (略) (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。))。 (7) (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

理由 地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、会計年度任用職員等の非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等に係る措置を講ずるため、所要の改正を行うもの

議第43号

檀原市企業版ふるさと納税基金条例の制定について

檀原市企業版ふるさと納税基金条例を次のように定める。

令和4年9月2日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市企業版ふるさと納税基金条例

(目的及び設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号の規定に基づくまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、檀原市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 檀原市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額
- (2) 基金への積立てを指定した寄附金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 前項の利率は、市が借入れする長期債に準じ市長の定める率とする。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる利益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第6条 基金は、その設置目的に沿った経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を予算の定めるところにより処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 地域再生法第5条第4項第2号の規定に基づくまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるための基金を設置するもの

議第44号

檀原市消防団条例の一部改正について

檀原市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月2日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市消防団条例の一部を改正する条例

檀原市消防団条例（昭和31年檀原市条例第7号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（服務規律） 第12条 （略） 2 招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、服務に就かなければならない。 （報酬） 第17条 団員の報酬額は、別表のとおりとする。 2 （略） 3 前項の規定により報酬を支給する場合であって、年度の初日から支給するとき以外のとき、又は年度の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その期間の現日数を基礎として日割りによって計算する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	（服務規律） 第12条 （略） 2 招集を受けない場合であっても、<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、服務に就かなければならない。 （報酬） 第17条 団員の報酬は、<u>年額報酬及び出勤報酬とする。</u> 2 （略） 3 <u>団員には、別表第1に定めるところにより年額報酬を支給する。</u> 4 前項の規定により年額報酬を支給する場合であって、年度の初日から支給するとき以外のとき、又は年度の末日まで支給するとき以外のときは、その<u>年額報酬</u>の額は、その期間の現日数を基礎として日割りによって計算する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

改 正 前	改 正 後									
(費用弁償) 第18条 団員が次の各号に掲げる職務に従事したときは、費用弁償として当該各号に掲げる額を支給する。 (1) 水火災による出動 1回につき4,000円 (2) 訓練による出動 1回につき2,000円 (3) 機関の操作 1回につき2,000円 (4) 会議への出席又は防火訪問 1回につき1,000円 2 団員が公務のために旅行したときは、費用弁償として別表に定める額を支給する。 別表(第17条、第18条関係) (略)	5 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表第2に定めるところにより出動報酬を支給する。 (費用弁償) 第18条 団員が公務のために旅行したときは、橿原市の一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和31年橿原市条例第29号)の規定を準用し、別表第1左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職員の職務の級に相当する額を旅費として支給する。 別表第1(第17条、第18条関係) (略) 別表第2(第17条関係) <table><tr><th>区分</th><th>支給額(1回につき)</th><th>備考</th></tr><tr><td>災害の場合</td><td>4,000円</td><td>左の支給額は、1回の出動時間が4時間以下の場合の額とし、4時間を超えるごとに4,000円を左の支給額に加算する。</td></tr><tr><td>警戒の場合</td><td>2,000円</td><td></td></tr></table>	区分	支給額(1回につき)	備考	災害の場合	4,000円	左の支給額は、1回の出動時間が4時間以下の場合の額とし、4時間を超えるごとに4,000円を左の支給額に加算する。	警戒の場合	2,000円	
区分	支給額(1回につき)	備考								
災害の場合	4,000円	左の支給額は、1回の出動時間が4時間以下の場合の額とし、4時間を超えるごとに4,000円を左の支給額に加算する。								
警戒の場合	2,000円									

改 正 前		改 正 後	
	<u>訓練の場合</u>	<u>2, 0 0 0円</u>	
	<u>機関操作の場合</u>	<u>2, 0 0 0円</u>	
	<u>その他の場合</u>	<u>1, 0 0 0円</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の檀原市消防団条例第17条及び第18条の規定は、令和4年4月1日以降に従事した職務から適用する。

理由 災害が多様化及び激甚化している状況を鑑み、地域防災力の中核として重要な役割を果たしている消防団の士気の向上及び団員数の確保を目的とし、消防団員の処遇の改善を行うもの

議第45号

もりもり食べよう櫃原市給食基金条例の制定について
もりもり食べよう櫃原市給食基金条例を次のように定める。

令和4年9月2日提出

櫃原市長 亀田 忠彦

もりもり食べよう櫃原市給食基金条例

(設置)

第1条 学校給食賄材料費の高騰に対応するとともに、地場産品の活用を含めた質の高い学校給食の安定的な実施に必要な資金に充てるため、もりもり食べよう櫃原市給食基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、櫃原市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 前項の利率は、市が借入れする長期債に準じ市長の定める率とする。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第6条 基金は、その設置目的に沿った経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を予算の定めるところにより処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 学校給食賄材料費の高騰に対応するとともに、地場産品の活用を含めた質の高い学校給食の安定的な実施に必要な資金に充てるための基金を設置するもの

議第46号

檀原市手数料徴収条例の一部改正について

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月2日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例

檀原市手数料徴収条例（平成12年檀原市条例第3号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前				改 正 後							
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）							
名称		事務		手数料の額		名称		事務		手数料の額	
(略)				(略)							
6 8 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を	住宅を新築しようとする場合	(略)	6 8 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定又は同条第6項若しくは第7項の規定に基づ	住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の場合	(略)				
	住宅を増築し、又は改築しようとする場合	(略)	住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅		(略)						

改 正 前					改 正 後				
	除く。)					く長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	建築等計画の場合又は長期優良住宅維持保全計画の場合		
(略)					(略)				
6 8 の 3 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	住宅を新築しようとする場合	(略)		6 8 の 3 長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の場合	(略)	
		住宅を増築し、又は改築しようとする場合	床面積が 1 0 0 平方メートル以内の場合	1 件につき 1 1 , 0 0 0 円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算				住宅を増築若しくは改築に係る長期優良住宅	床面積が 1 0 0 平方メートル以内の場合

改 正 前					改 正 後				
			もの	した額 (1) (略) (2) <u>第2号等変更</u> の場合 9,000 円 (3) (略)			<u>建築等計画</u> <u>の場合又は</u> <u>長期優良住</u> <u>宅維持保全</u> <u>計画の場合</u>	もの	した額 (1) (略) (2) <u>長期優良住宅</u> <u>の普及の促進に關す</u> <u>る法律第6条第1項</u> <u>第2号、第5号、第</u> <u>6号又は第7号に掲</u> <u>げる基準に係る変更</u> <u>(以下「第7号等変</u> <u>更」という。)</u> の場 合 9,000円 (3) (略)
			床面積が 100平方 メートル を超え 200平方 メートル 以内の もの	1件につき14,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額 (1) (略) (2) <u>第2号等変更</u> の場合 11,000円				床面積が 100平方 メートル を超え 200平方 メートル 以内の もの	1件につき14,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額 (1) (略) (2) <u>第7号等変更</u> の場合 11,000円

改 正 前					改 正 後				
				(3) (略)					(3) (略)
			床面積が 200平方メートルを超え 500平方メートル以内のもの	1件につき21,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額 (1) (略) (2) <u>第2号等変更</u> の場合 16,000円 (3) (略)				床面積が 200平方メートルを超え 500平方メートル以内のもの	1件につき21,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額 (1) (略) (2) <u>第7号等変更</u> の場合 16,000円 (3) (略)
			床面積が 500平方メートル以内のもの	1件につき35,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額 (1) (略) (2) <u>第2号等変更</u> の場合 24,000円 (3) (略)				床面積が 500平方メートル以内のもの	1件につき35,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額 (1) (略) (2) <u>第7号等変更</u> の場合 24,000円 (3) (略)

改 正 前					改 正 後				
			床面積が 1, 0 0 0 平方メ ートルを 超え3, 0 0 0 平 方メート ル以内の もの (一 戸建ての 住宅の場 合にあっ ては、1 , 0 0 0 平方メー トルを超 える全て のもの)	1 件につき5 0, 0 0 0 円と次の各号に掲げ る区分に応じ、当該各 号に定める額とを合算 した額 (1) (略) (2) <u>第2号等変更</u> の場合 4 7, 0 0 0 円 (3) (略)				床面積が 1, 0 0 0 平方メ ートルを 超え3, 0 0 0 平 方メート ル以内の もの (一 戸建ての 住宅の場 合にあっ ては、1 , 0 0 0 平方メー トルを超 える全て のもの)	1 件につき5 0, 0 0 0 円と次の各号に掲げ る区分に応じ、当該各 号に定める額とを合算 した額 (1) (略) (2) <u>第7号等変更</u> の場合 4 7, 0 0 0 円 (3) (略)
			床面積が 3, 0 0 0 平方メ	1 件につき9 2, 0 0 0 円と次の各号に掲げ る区分に応じ、当該各				床面積が 3, 0 0 0 平方メ	1 件につき9 2, 0 0 0 円と次の各号に掲げ る区分に応じ、当該各

改 正 前					改 正 後				
			一トルを 超え 5, 0 0 0 平 方メート ル以内の もの (一 戸建ての 住宅を除 く。)	号に定める額とを合算 した額 (1) (略) (2) <u>第 2 号等変更</u> の場合 6 3, 0 0 0 円 (3) (略)				一トルを 超え 5, 0 0 0 平 方メート ル以内の もの (一 戸建ての 住宅を除 く。)	号に定める額とを合算 した額 (1) (略) (2) <u>第 7 号等変更</u> の場合 6 3, 0 0 0 円 (3) (略)
			床面積が 5, 0 0 0 平方メ ートルを 超え 1 0 , 0 0 0 平方メー トル以内 のもの (一 戸建て の住宅を 除く。)	1 件につき 1 5 7, 0 0 0 円と次の各号に掲 げる区分に応じ、当該 各号に定める額とを合 算した額 (1) (略) (2) <u>第 2 号等変更</u> の場合 7 8, 0 0 0 円 (3) (略)				床面積が 5, 0 0 0 平方メ ートルを 超え 1 0 , 0 0 0 平方メー トル以内 のもの (一 戸建て の住宅を 除く。)	1 件につき 1 5 7, 0 0 0 円と次の各号に掲 げる区分に応じ、当該 各号に定める額とを合 算した額 (1) (略) (2) <u>第 7 号等変更</u> の場合 7 8, 0 0 0 円 (3) (略)

改 正 前					改 正 後				
			床面積が 10,000平方 メートル を超え2 0,000平方メ ートル以 内のもの (一戸建 ての住宅 を除く。)	1件につき257,000円と次の各号に掲 げる区分に応じ、当該 各号に定める額とを合 算した額 (1) (略) (2) <u>第2号等変更</u> の場合 141,000円 (3) (略)				床面積が 10,000平方 メートル を超え2 0,000平方メ ートル以 内のもの (一戸建 ての住宅 を除く。)	1件につき257,000円と次の各号に掲 げる区分に応じ、当該 各号に定める額とを合 算した額 (1) (略) (2) <u>第7号等変更</u> の場合 141,000円 (3) (略)
			床面積が 20,000平方 メートル を超え3 0,000平方メ ートル以	1件につき316,000円と次の各号に掲 げる区分に応じ、当該 各号に定める額とを合 算した額 (1) (略) (2) <u>第2号等変更</u> の場合 188,0				床面積が 20,000平方 メートル を超え3 0,000平方メ ートル以	1件につき316,000円と次の各号に掲 げる区分に応じ、当該 各号に定める額とを合 算した額 (1) (略) (2) <u>第7号等変更</u> の場合 188,0

改 正 前					改 正 後				
			内のもの (一戸建ての住宅を除く。)	00円 (3) (略)				内のもの (一戸建ての住宅を除く。)	00円 (3) (略)
			床面積が 30,000平方メートルを超えるもの(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき336,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額 (1) (略) (2) <u>第2号等変更</u> の場合 235,000円 (3) (略)				床面積が 30,000平方メートルを超えるもの(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき336,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額 (1) (略) (2) <u>第7号等変更</u> の場合 235,000円 (3) (略)
(略)					(略)				
68の6 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	(略)			68の6 長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は <u>長期優良住宅維持保全計画</u> の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	(略)		

改 正 前		改 正 後	
	(略)		(略)

附 則
 (施行期日)
 第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
 (経過措置)
 第2条 この条例による改正後の檜原市手数料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理由 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、建築行為を伴わない既存住宅の長期優良住宅認定制度が創設されるため、所要の改正を行うもの

議第47号

檀原市営住宅条例の一部改正について

檀原市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月2日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市営住宅条例の一部を改正する条例

檀原市営住宅条例（平成9年檀原市条例第14号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（入居者の資格） 第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。ただし、高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次項で定める者（次条第2項において「高齢者等」という。）にあつては第3号を、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第1号から第4号までを除く。 （1）～（6） （略） （7） その者又は同居者が、過去に、市営住宅を無断退去しておらず、かつ、第42条第1項第1号から第8号までの事由による明渡請求を受けていないこと。 2 （略） （敷金） 第20条 （略） 2・3 （略）	（入居者の資格） 第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。ただし、高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次項で定める者（次条第2項において「高齢者等」という。）にあつては第3号を、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第1号から第4号までを除く。 （1）～（6） （略） （7） その者又は同居者が、過去に、市営住宅を無断退去しておらず、かつ、第42条第1項第1号から第9号までの事由による明渡請求を受けていないこと。 2 （略） （敷金） 第20条 （略） 2・3 （略）

改 正 前	改 正 後
(住宅の明渡請求) 第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1) ～ (8) (略) <u>(9)</u> (略) 2・3 (略) 4 市長は、第1項第2号から<u>第8号</u>までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。 5 市長は、市営住宅が第1項<u>第9号</u>の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。 6 (略) (使用者の資格) 第57条 駐車場を使用する者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 第42条第1項第1号から<u>第8号</u>までのいずれの場合にも該当しないこと。	<u>4 市長は、災害により著しい損害を受けたことその他特別の事情がある場合において必要があると認める者に対して、敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。</u> (住宅の明渡請求) 第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1) ～ (8) (略) <u>(9) 徴収猶予した敷金を猶予期間の満了までに納付しないとき。</u> <u>(10)</u> (略) 2・3 (略) 4 市長は、第1項第2号から<u>第9号</u>までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。 5 市長は、市営住宅が第1項<u>第10号</u>の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。 6 (略) (使用者の資格) 第57条 駐車場を使用する者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 第42条第1項第1号から<u>第9号</u>までのいずれの場合にも該当しないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の檀原市営住宅条例の規定は、令和4年10月1日以降に新たに市営住宅に入居した者にかかる敷金について適用する。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の檀原市営住宅条例の規定の施行に際し必要な手続きその他の準備行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

(檀原市改良住宅条例の一部改正)

- 4 檀原市改良住宅条例（平成9年檀原市条例第15号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(小集落改良住宅入居者への市営住宅条例の準用) 第8条 前各条に定めるもののほか、改良住宅の管理については、市営住宅条例第13条、第14条、第17条から第28条（第21条第2項を除く。）まで、第41条、第42条第1項（<u>第9号</u>を除く。）、第2項及び第4項、第42条の2並びに第67条から第69条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、第42条第4項中「第1項第2号から<u>第8号</u>まで」とあるのは「第1項」と、「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「家賃」と読み替えるものとする。	(小集落改良住宅入居者への市営住宅条例の準用) 第8条 前各条に定めるもののほか、改良住宅の管理については、市営住宅条例第13条、第14条、第17条から第28条（第21条第2項を除く。）まで、第41条、第42条第1項（<u>第10号</u>を除く。）、第2項及び第4項、第42条の2並びに第67条から第69条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、第42条第4項中「第1項第2号から<u>第9号</u>まで」とあるのは「第1項」と、「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「家賃」と読み替えるものとする。

理由 市営住宅の入居に際し、入居条件として納付が必要である敷金に対する減免及び徴収猶予の規定を新たに定めるため、所要の改正を行うもの